事 務 連 絡 令和4年4月4日

都道府県各保健所設置市特別区

衛生主管部(局)御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対応に係る今後の保健所等の体制について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜り、誠にありがとうご ざいます。

さて、オミクロン株を中心とする感染者の増加に対応するため、貴自治体におかれては、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき、保健所業務の重点化を行っていただき、重症化リスクの高い感染者(以下「ハイリスク者」という。)に対する対応を行っていただくなど、地域の状況に応じて適切にご対応いただいているものと承知しております。

以上の対応も踏まえつつ、今後の感染拡大時には、保健所業務の逼迫を防ぎつつ、ハイリスク者に確実に対応できるよう、HER-SYS等のシステムの一層の活用を進めるとともに、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外の業務については、外部委託や貴自治体による一元化を原則として体制を整備して頂くようお願いします。以上の体制整備に当たっては、管内だけでなく管外の事業者等への委託も含め、幅広にご検討ください。

併せて、これまで事務連絡でお示ししてきた内容を踏まえつつ、改めて、保健所等における新型コロナウイルス感染症対応に係る業務について、下記のとおり整理しました。これらの整理を踏まえていただき、各地域において効率的かつ効果的な業務の実施に努めていただきますようお願いします。なお、地域の実情に応じて、これに依らない対応も可能であることを申し添えます。

本事務連絡の内容について、管内保健所及び政令指定都市の区保健所支所へ

の周知をお願いします。

記

1. 人員体制について

今後の感染拡大に備え、保健所職員でなければ対応が困難な業務以外は、外部委託や都道府県等における業務の一元化を原則とする。

○外部委託が可能な業務

- ・発生届の入力
- 電話相談
- 健康観察
- 各種証明書交付
- ・パルスオキシメータ等の配布・回収
- ・食料や生活物資等の配布

○都道府県等における一元化が可能な業務

- 入院調整
- ・宿泊療養施設の入所調整
- 健康観察
- 電話相談
- 各種証明書交付
- ・パルスオキシメータ等の配布・回収
- ・食料や生活物資等の配布

なお、IHEAT の一層の活用を行うとともに、保健所等への外部支援者のマッチングやスケジュール管理を行うため、IHEAT. IP を積極的に活用すること。

(参考)

◇事例の横展開等

保健所体制の整備と好事例の共有に係るアンケート集計結果共有会の 開催について(令和3年7月20日)

https://mhlw.onepublicfile.com/Download/index?uid=422ab9b1-3725-eb11-bbf8-000d3a52b046&at=9bfd1dfa-b025-4e85-922f-6c17fa76fc7f&fiid=4dbe3339-f21b-4a17-b464-6483ec5e4ea5

今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症に係る保健所体制の整備等について(令和3年10月1日)

https://www.mhlw.go.jp/content/000838791.pdf (別紙1) https://www.mhlw.go.jp/content/000838792.pdf (別紙2) https://www.mhlw.go.jp/content/000838793.pdf (別添)

パルスオキシメータに関する実態調査結果(令和4年2月)

 $\frac{\text{https://mhlw.onepublicfile.com/Download/index?uid=}422ab9b1-}{3725-eb11-bbf8-000d3a52b046\&at=5c949cdb-73a5-4cf8-904c-}\\bca7afa49a79\&fiid=ce4f692e-7e82-4d00-8c7c-3c81e8c208d8$

2. 発生届について

HER-SYS による届出の徹底等については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の「1. 発生届について」を改めて確認の上、管内の医療機関への周知を徹底する。

(参考)

◇事務連絡

● 新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について(令和4年2月9日)

https://www.mhlw.go.jp/content/000895948.pdf

3. 健康観察について

健康観察については、感染拡大等地域の実情に応じて、自治体の判断で、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)の「2.健康観察について」でお示しした対応が可能である。

4. 積極的疫学調査について

積極的疫学調査については、「B. 1. 1. 529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月 16 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)を参照のこと。

なお、自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査の方針について検討の上、上記

事務連絡の取扱を行う場合は、住民その他の関係者に、実施することとなった 旨を適切に周知するものとする。

(参考)

◇事務連絡

● B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について(令和4年3月22日一部改正)

https://www.mhlw.go.jp/content/000916891.pdf

5. メンタルヘルス対応について

新型コロナウイルス感染症対応を行う職員の過重労働・メンタルヘルスに関する様々な課題も明らかになってきており、既に組織的な業務改善やストレスケアの仕組み作りについて取り組まれている自治体もある。

「新型コロナウイルス感染症等対応における自治体職員の過重労働・メ ンタルヘルス対策に関する取組事例の共有について」(令和4年3月22日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)で情報共有 したとおり、厚生労働科学研究費補助金(健康安全・危機管理対策総合研 究事業) 「災害発生時の分野横断的かつ長期的マネジメント体制構築に資 する研究」(研究代表者:尾島俊之浜松医科大学健康社会医学・教授)に おける研究成果として、「保健医療福祉調整本部等におけるマネジメント の進め方 2022 (暫定版)」がまとめられ、併せて、「新型コロナウイル ス感染症対応を含めた健康危機管理における職員等の過重労働・メンタル ヘルス対策」の概要及び事例がホームページ上(※2)で公開されたとこ ろ。その中で、「業務マネジメント」と「メンタルヘルスケア」を両輪で 進めていくことが重要であること、また「メンタルヘルスケア」について は、セルフケア、相互支援、組織的対応、専門職による支援の4つの柱で 行うこと等が示されている。令和4年3月22日の事務連絡とともにお送り した資料(別添1)をご参照いただき、各自治体における過重労働・メン タルヘルス対策の参考としていただきたい。

(※2) 災害時の対応体制研究班 http://dheat.umin.jp/

【担当者】

新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班